

【多賀城市に建築される方へ】

狭あい道路整備事業について

多賀城市では、狭あい道路の拡幅のため後退用地のご協力をお願いしております。
対象道路などは下記のとおりです。

① 建築基準法による指定道路

- 《対象道路》
建築基準法第42条第2項の規定により特定行政庁（宮城県仙台土木事務所）
が指定している道路
- 《後退用地》
道路幅員4mを確保するための後退
- 《後退用地の取扱い》
市へ寄附

② 市の指定道路

- 《対象道路》
多賀城市公衆用道路整備指導要綱第2条の規定で指定している道路
- 《後退用地》
道路幅員6.2mを確保するための後退
- 《後退用地の取扱い》
市が買収（上記①道路と重複の場合は、①以外の後退用地が対象。また、寄附も可能）

※上記①、②の指定道路沿いの土地で次の場合はご相談ください。

- 建物の新築や増築などをする場合
 - 道路に面した門や塀などを撤去又は設置する場合
 - 道路拡幅を希望する場合
- など

～～～事業の詳しい内容などは下記窓口までご相談ください～～～

多賀城市都市産業部都市整備課管理係

TEL 022(368)4194

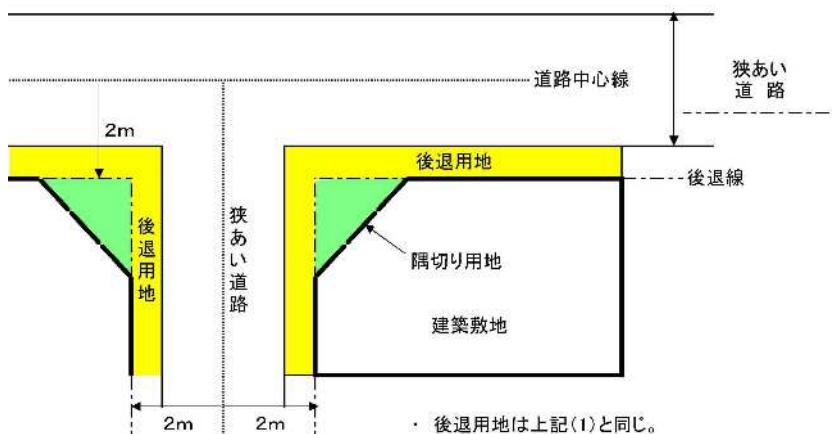
(後退用地及び隅切り用地の適用例は裏面参照)

後退用地及び隅切り用地の適用例 【建築基準法による指定道路の場合】

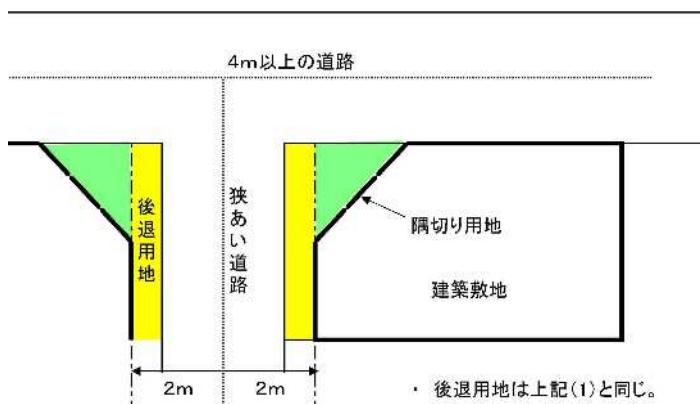
(1) 一般的な例



(2) 狹い道路が交差している場合の例



(3) 狹い道路と幅員4m以上の道路が交差している場合の例



(4) 隅切りの例

